

# 台風等の非常災害時について

## 1. 台風等の非常災害時の通園（1号認定子ども）

警報の状況		ご家庭での対応	
伊丹市に	暴風警報 大雨警報 洪水警報 暴風雪警報 大雪警報	午前7時の時点で発令されている場合	「 <u>自宅待機</u> 」してください。
		午前9時までに解除になった場合	安全を確認の上、登園してください。
		午前9時以降も警報発令中の場合	「 <u>臨時休園</u> 」となります。 各ご家庭で安全に過ごしてください。
		登園後に発令した場合	状況により緊急にお迎えを依頼する場合があります。 Google classroomで知らせしますので、保護者の方も安全に各自子ども園に迎えに来てください。
	特別警報	午前7時の時点で発令中の場合	臨時休園になります。 (9時までに解除になっても、安全確保のために臨時休園となります)
		登園後に発令した場合	子ども園待機とします。
登園後に発令し、解除になった場合		伊丹市教育委員会事務局と協議の上、状況に応じて措置を講じます。(Google classroomでお知らせいたします)	
伊丹市に	震度5弱以上の地震が発生	登園時刻以前に発生	臨時休園です。
		登園後に発生	・登園後に地震が発生した場合は、安全確認ができるまで子ども園で待機します。 ・状況判断後に、緊急にお迎えを依頼する場合があります。
震度5弱未満であっても被害の状況によって登園時刻を変更する場合があります。 (Google classroomでお知らせします。)			

### 【ご注意・おねがい】

- ・「警報」「特別警報」の発令や地震が発生した場合、上記の処置をとらせていただきます。子ども園から連絡をいたしません。天候不順の場合、テレビ、ラジオなどの気象情報にお気をつけください。
- ・子ども園への問い合わせの電話はお控えください。電話がふさがりますと必要な情報の収集が困難になる場合があります。また、警報が出ていなくても危険が予測される場合は、各ご家庭の判断で登園を見合わせる等適切な対応をお願いします。
- ・登園後でも、状況により緊急降園させる場合があります。その際、Google classroomで連絡しますので、保護者の方も安全第一で各自子ども園に迎えに来てください。

※1号認定子ども（新2号認定子ども含む）が、預かり保育を利用時に台風等の非常災害が発生した際の通園は、上記の表に準じます。

## 2. 台風等の非常災害時の通園（2・3号認定子ども）

警報の状況			ご家庭での対応
伊丹市に	暴風警報 大雨警報 洪水警報	午前6時30分の時点で発令されている場合	・原則として開園いたしますが、伊丹市災害本部が設置されている場合で、危険が見込まれる場合は「臨時休園」となる場合があります。
	暴風雪警報 大雪警報 特別警報	登園後に発令した場合	・施設の状況により、お迎えをお願いすることがあります。

☆警報発令時や地震等の災害発生時も含めて、施設の状況によっては「臨時休園」となる場合があります。

☆天候不順の場合、テレビ・ラジオ等の気象情報に十分注意し、通園に際しては、事故等に細心の注意をお願いします。

各ご家庭でよく見える場所で保管いただき、気象情報等は十分ご確認ください。